

重要連絡 NO.2

令和2年9月1日

認定支援機関 各位

福岡県経営改善支援センター

新型コロナウイルス感染症に対する特例措置への対応依頼について

令和2年9月1日、経営改善支援センター事業に係る運用の改訂等が行われ下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」といいます）に対する特例措置が導入されました。
つきましては、経営改善計画策定支援事業（以下、「405事業」といいます）の複数回利用の対象先が発生した場合は、下記のとおりご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 新型コロナに対する特例措置の内容

- (1) 405事業を複数回利用することは原則としてできませんが、新型コロナの影響を受けたと確認が取れる事業者については、過去に405事業を利用した事業者であっても、複数回利用を可能とします。
その場合、過去の本事業利用時における費用負担実績を引継ぎ、複数回の利用であっても、一事業者の費用負担上限額（補助金上限額）は合計で200万円となります。
- (2) 新型コロナによる影響を受けて業況が悪化した事業者かどうかの確認については、以下の2つの条件のうち、どちらかを満たしていれば対象となります。
 - ・福岡県中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」）における「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定支援（以下、「特例リスク支援」といいます）を利用していること。
 - ・新型コロナに起因して、当該感染症の影響を受けた後、令和2年1月29日以降最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同月と比較して5%以上減少していること。

2. 新型コロナに対する特例措置の運用方針

- (1) 405事業利用中に協議会事業を利用する場合、
 - 【従 来】405事業取下げ後、協議会事業を利用
 - 【改訂後】405事業の利用申請を取り下げることなく、協議会における特例リスク支援を利用可能とします。但し、405事業は利用申請の有効期限（利用申請決定から2年、平成30年12月31日以前は有効期限なし）以内に支払申請を行うことを原則とします。
 - (2) 新型コロナを踏まえた405事業の運用について
 - 【従 来】過去に405事業を利用した事業者は、再度405事業の利用はできない。
 - 【改訂後】過去に405事業を利用した事業者であっても、新型コロナの影響を受けた事業者については、405事業の対象とし、405事業の再利用を認めます。
再利用申請時は、「再度利用申請書」を提出することとします。
- ①経営改善計画を策定し、モニタリング中の事業者
新型コロナの影響により計画対比で実績が大きく下振れしてしまった等により405事業のモニタリングの継続実施が困難な場合、「取下げ書」の提出によりモニタリングを終了することを認めます。
 - ②経営改善計画を策定し、モニタリングも完了している事業者
新型コロナの影響を受けた事業者は、過去に405事業を利用していても再度利用を認めます。

以上

【本件問合せ先】 福岡県経営改善支援センター （宮原、三井）
092-441-1234